別冊９　漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）（様式）

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）

１　実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

| | |
|---|---|
| 実　施　期　間 | ○年～○年（○年間） |
| 漁港施設等活用事業の内容 | |
| | |

備考

１　漁港施設等活用事業の実施期間は、当該漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた実施期間の範囲内とすること。

２　漁港施設等活用事業の内容は、漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた、漁港施設等活用事業として求められる事業内容の範囲内とし、漁港施設等活用事業の全体概要を示した上で、「漁港施設の貸付け」、「漁港の区域内における水域の占用」、「漁港の区域内における公共空地の占用」、「漁港水面施設運営権の設定」又はその他により実施しようとする漁港施設等活用事業の内容を区別して記載すること。

| |
|---|
| 基本施設の利用方法等 |
| |

備考

漁港施設等活用事業の内容について、基本施設を第三者に利用させる内容を含む場合は、第三者の利用方法及び料率を定めて記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第 38 条に基づく漁港管理者の認可が必要となる。）

２　貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間

| |
|---|
| 平　面　図 |
| |

備考

漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた範囲内で、貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、その場所と範囲が明確となるよう平面図に示す。

別冊９　漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）（様式）

（貸付けを受けようとする漁港施設の詳細と貸付期間）

| 施設名 | 漁港施設の種類 | 施設所有者 | 数　　量 | 貸付期間 |
|---|---|---|---|---|
| 施設① | | | | |
| 施設② | | | | |
| ・・・ | | | | |

備考

１　貸付けを受けようとする漁港施設について、漁港施設ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応がわかるよう施設名を示しつつ、漁港施設の種類、漁港施設の所有者、施設の数量（用地については面積、防波堤や岸壁等については延長、建屋は棟数など）及び貸付期間を記載すること。

２　漁港施設の種類は、漁港台帳に記載されている漁港施設名を記載すること。

（占用をしようとする漁港の区域内の水域）

| 水域名 | 面積（㎡） | 占用の期間 |
|---|---|---|
| 水域① | | |
| 水域② | | |
| ・・・ | | |

（占用をしようとする漁港の区域内の公共空地）

| 公共空地名 | 面積（㎡） | 占用の期間 |
|---|---|---|
| 公共空地① | | |
| 公共空地② | | |
| ・・・・・ | | |

備考

占用をしようとする漁港の区域内の水域及び公共空地について、水域及び公共空地ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した範囲との対応がわかるよう名称を示しつつ、占用の面積及び期間を記載すること。

別冊９　漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）（様式）

３　２に定めた漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| 活用事業施設名 | | | |
| 活用事業施設の種類 | | 活用事業施設の規模 | |
| 活用事業施設の目的、事業に対する位置付け | | | |
| | | | |
| 設　置　位　置 | | | |
| | | | |
| 漁港施設の形質の変更内容 | | | |
| | | | |
| 水域及び公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項 | | | |
| | | | |

備考

１　活用事業施設ごとに適宜表を追加し記載すること。

２　活用事業施設の種類は、水産物の消費の増進に関する施設、交流の促進に関する施設、附帯施設の別を記載すること。

３　活用事業施設の規模は、上屋の場合は敷地面積、桟橋の場合は延長等活用事業施設の規模を適切に把握できる内容を記載すること。

４　設置位置については、平面図を添付することとし、「２　貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地とその期間」に示した漁港施設等との関係を明確にするよう配慮しつつ記載すること。なお、同一の平面図に活用事業施設をまとめて記載することを妨げない。

５　活用事業施設の設置に伴い漁港施設の形質を変更する場合、漁港施設の形質の変更内容を記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第 37 条に基づく漁港管理者の許可が必要となる。）

６　水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土を行う場合は、その内容を記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条に基づく漁港管理者の許可が必要となる。）

別冊９　漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）（様式）

４　漁港水面施設運営権の設定に関する事項

| |
|---|
| ① 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間 |
| |
| ② 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域 |
| |
| ③ 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間 |
| ○年～○年（○年間） |
| ④ 設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項 |
| |
| ⑤ 平面図 |
| |

備考

１　設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間については、実施しようとする遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供に関する事業内容を記載するとともに、活用推進計画に定められた範囲内で、その実施期間を記載すること。

２　設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域については、漁港の所在地及び漁港名（○○都道府県○○市町村○○漁港　等）並びに当該水域の面積を記載すること。

３　設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間については、設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の範囲内において、10 年を超えない期間を記載すること。

４　設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項については、「３　２に定めた漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類、規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項」にならい、記載すること。

５　設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の場所と範囲が明確になるよう平面図に示すこと。

５　貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

| |
|---|
| |

備考

１　漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設等を用いないこととなった場合における、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地上の施設の撤去や引き渡しその他の措置について、その実施内容を記載すること。

２　記載にあたっては、貸付けを受けようとする漁港施設、占用をしようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定を受けようとする水域の別に記載すること。

６　漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

| |
|---|
| |

備考

１　漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画を記載すること。

２　記載に当たっては、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業とそれ以外の漁港施設等活用事業の別に記載することが望ましいが、当該漁港施設等活用事業が一体的な資金計画及び収支計画である場合はその限りでない。